

既存建物を利用して通所サービスを伴う 介護事業所をご計画する事業者の皆様へ

通所サービスを伴う介護施設（以下「通所介護等施設」と略す。）は、建築基準法上の建物用途が児童福祉施設等に分類されるため、既存建物の用途を変更する際に、施設面積が200㎡を超える場合は建築基準法第6条にもとづく用途変更の手続きが必要となります。

また、面積200㎡を超えない場合においても、各種関係法令を遵守する義務はありますのでご注意ください。

〈事業者の責務〉

通所介護等施設は、バリアフリー法及び東京都のバリアフリー条例（以下「バリアフリー関係法令」と略す。）が適用される施設です。

このため、通所介護等施設に用途を変更する場合（手続きの要・不要に関わらず）、事業者にはその建物をバリアフリー関係法令にもとづく整備基準に適合させる責務があります。

なお、必要に応じて改修工事を行うことが求められますので、建築士等に相談することをお勧めいたします。

～バリアフリー関係法令にもとづく主な整備基準～

- ◆玄関の出入口幅は1.0m以上、各居室の出入口幅は85cm以上を確保する。
- ◆各居室に通じる廊下の幅は1.4m以上を確保する。
- ◆車椅子使用者が利用しやすい便所を設ける。
- ◆上下階の移動がある場合はエレベーターを設ける。
- ◆その他

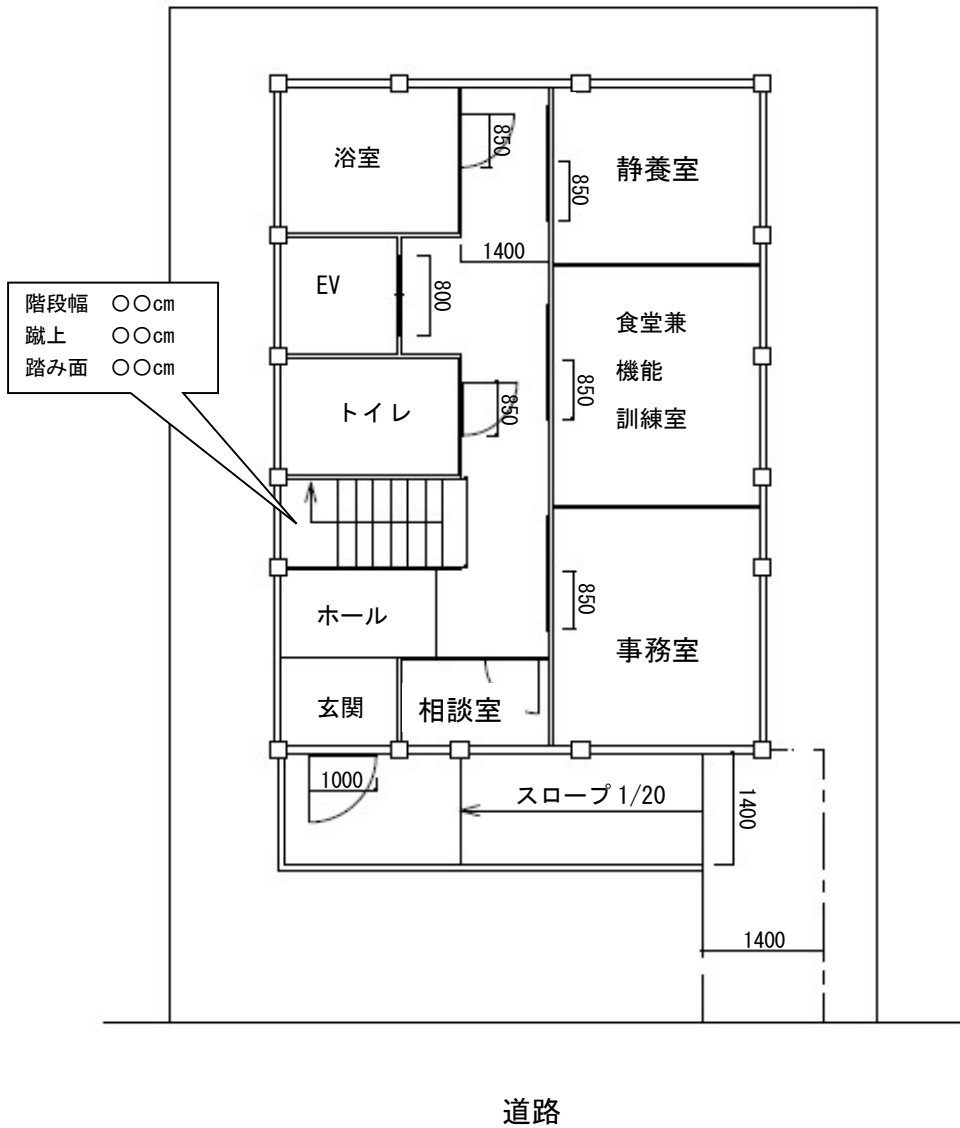
〈整備基準について〉

バリアフリー関係法令については別紙のバリアフリー法セルフチェックシートを活用し、既存建物が整備基準に適合しているかをチェックして、介護保険課および建築審査課の確認※を受けてください。

なお、窓口でご相談いただく際には、施設図面（バリアフリー関係法令に係る寸法等の記載のあるもの 裏面参照）をお持ちください。

※介護保険課への事前相談後、必要が生じた場合、直接、建築審査課にご足労いただく場合があります。

参考図面



【記入内容例】

- 施設部屋名称
- 玄関及び各居室の出入口寸法
- 階段幅、蹴上、踏面寸法
- トイレ、エレベーターの出入口、内寸
- 敷地内通路幅（道から玄関まで）
- スロープ幅、勾配
- その他